

「デジタルクーポン事業実施業務」に関する質問書 回答

番号	質問内容	回答内容
1	「公募型プロポーザル実施要領」の「実施要領の目的」に「物価高騰の影響を受ける中小企業者を支援することを主な目的とし、併せて市民生活の負担を軽減し、市内経済の活性化を図ることを目的とする」と記載がありますが、デジタルクーポンを利用できるのは西尾市民のみとなりますか？それとも市民以外も対象となりますでしょうか？	仕様書P1「3 事業概要（1）概要」の「発行対象者」欄に記載のとおり、対象者は西尾市LINE公式アカウント友だち登録者となりますので、西尾市民以外も対象となります。